

計画相談支援の状況

- ・平成24年4月から、障害福祉サービスを利用する際に「サービス等利用計画」の提出が必要に。
- ・平成26年度末までに、すべての利用者が提出の対象。
- ・計画を作成するのは、市が指定する「特定相談支援事業者」。

【数値は平成26年3月1日現在】

1	特定相談支援事業者	13ヶ所
2	相談支援専門員	23名
3	サービス等利用計画支給決定者数	688名（実数での達成率47%）
4	障害福祉計画における25年度目標値	865名（達成率79%）

対象者は、新規申請者及び前年度からの継続利用者。年度途中までは19歳～40歳のサービス利用更新者も対象としていたが、事業所の状況を踏まえ、現在更新者の作成は中断している。

5 平成26年度について

- ・障害福祉計画における目標値 1388名（実数 1519名の見込み）
- ・平成26年度は、すべての利用者が対象となるも事業所の状況を踏まえ、優先順位をつけ作成依頼を行う予定。窓口では、利用者、家族の意向を確認し希望によりセルフプランを記載してもらおう。セルフプランは利用者等が記載しやすい様式を作成。
- ・障害児については平成26年度から実施。

障害福祉サービス（短期入所、家事援助、身体介護等）利用児童数：121名

障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）利用児童数：227名

*サービスの重複利用児は95名

6 計画相談ワーキングと勉強会の開催

- ・月1回、13事業所が集まり、奇数月には、計画作成の課題整理や情報交換の会議を開催。偶数月には、専門員のスキルアップ等のための勉強会を実施。

7 課題

- ・相談支援専門員、特定相談支援事業者の不足。他市町の事業者を利用しづらい。
 - 養成研修の開催頻度や報酬単価、相談員の業務内容の見直しが必要
 - サービス等利用計画案等の様式変更を検討（市独自で作成予定）
- ・地域により温度差がある
 - 泉州地区の事業所は、協力連携への一定の合意形成ができているが、他の地域では連携できる状態にないため、各自治体間での調整が必要。